

博士論文審査及び最終試験の結果

学位請求者 秋野 有紀

共同学位請求論文

「自治体政策の課題としての〈文化的生存配慮〉

—1970年代以降のフランクフルト・アム・マイン市の博物館政策を例にした研究

„Kulturelle Daseinsvorsorge als Aufgabe der Kommunalpolitik.

— Eine Untersuchung am Beispiel der Frankfurter Museumspolitik seit 1970 “

審査委員（主査）谷川道子



《審査の結論》

秋野有紀氏から提出された上記博士学位請求論文は、本学とドイツ・ヒルデスハイム大学の「コチュテル＝共同指導」にもとづく共同学位申請論文として、昨年12月に双方の大学にそれぞれ日本語版とドイツ語版で提出された。外国の大学との共同学位申請論文としては、本学第1号とのことである。

審査委員会は申請者の本学論文指導教員である谷川道子を主査に、副査としてヒルデスハイム大学での指導教授ヴォルフガング・シュナイダー教授、神戸大学から日独の文化政策研究の第一人者である藤野一夫教授、他に本学から、申請者の論文副指導教員でドイツ現代史が専門の相馬保夫教授と、現代ドイツ文学・文化論が専門の山口裕之教授の5名で構成された。まずは書面による各委員の事前評価を基に、1月末に来日したシュナイダー教授を交え、1月28日に本学総合文化研究所会議室において、ドイツ語による2回の論文審査委員会と口述による公開最終試験をおこない、審査委員会は一致して、本論文が博士（学術）の学位を授与するに足る研究であるという結論に達した。なお本学の合否判定では「合格」(bestanden)、ドイツの評価基準では「magna cum laude」(秀・優・良上・良・可・不可の「優」)の成績と認定された。

《論文の概要》

本論文は今日の公共文化政策が担うべき責務の核心は何かについて、ドイツを例に考察するものである。日本では従来、ドイツの文化予算の規模や形態に着目することが多く、芸術文化を振興することの背景にある文化政策の理念やその具体的実践についての研究は殆どなされていないのが現状である。そういうなかで本論は、戦後ドイツで70年代以降に積極的に推進されてきた自治体文化政策がどのようなものであったのか、

フランクフルト・アム・マイン市のミュージアム文化政策に例に検証し、そのうえで現在のドイツ文化政策の到達点といまなお抱える問題点を浮かび上がらせようという試みである。全体は各2章ずつの3部構成で、第I部でドイツの近年の文化政策議論のキーワードである「生存配慮」の理論的考察を、第II部ではフランクフルト市を例に、その実践が1970年代以降いかに変化してきたのかを具体的に検討し、第III部で現在の到達点としての政策理念と実践の乖離、およびその解決への模索を指摘している。

第I部第1章では、公共文化政策を巡る今日の議論のキーワードとなる「文化国家論」と「生存配慮」の起源が扱われる。今日のドイツの議論においてこのふたつはキーワードでありながら、一定の留保がつくが、その要因は19世紀にさかのぼる。つまり、元来のプロイセンの「文化国家」思想は閉鎖的で非民主的な特徴をもち、その前提に極めて非政治的な「文化」概念を孕んでいた。また「生存配慮」の理論も行政に権力を集中させる傾向が強く、それが同時代のフランクフルトの市民文化の特徴と比較考察されながら、そのことがナチスの政治体制誕生の土壌を用意したことが指摘される。それゆえ戦後（西）ドイツはその克服をめざし、日本の憲法にあたる基本法にも「文化国家」規定はなく、各州が教育や文化を主導する「文化連邦主義＝州の文化高権」が採用され、同時に「新しい文化政策」が模索されてきたのだ、と。

そのうえで第2章は、戦後のその「生存配慮」の理論の克服を、まず一般的な政策領域の議論から考察したうえで、さらに文化領域における「生存配慮」の課題を考察。その際に参照項とされているのが、2007年12月に最終報告書と勧告を提出したドイツ連邦政府文化諮問委員会「ドイツにおける文化」の一連の議論である。この報告書は、基本法に「国家目標としての文化」を位置づけることで公共文化政策に対し法的な基盤を与えるとともに、改正の条文案を国家目標として「文化を支え振興する」とし、人々の文化的な生活への一定の責務を政策が果たすよう促すことを勧告している。それが「州の文化高権」にもとづく各州憲法の規定との関係においてはどうか、戦前の「生存配慮」が陥った権力の行政集中と行政に頼る住民を生み出した問題を克服し得るものかどうか、あるいは戦後の「新しい文化政策」の議論や実践とどういう関係にあるのか、文化施設を公共の議論のトポスとして開こうとする具体的な政策との関連で生まれた「文化的な教育」という概念に関してはどうか、ということまで検討なされている。

第II部では、こうした理論的モチーフを念頭に置き、実際のフランクフルト市の実践を例に、「生存配慮」がどういう意味で理解され、どこまで実現されていると評価できるのかが考察される。具体的には第3章で、70年代のフランクフルト市の文化政策の核心が「文化的な教育」の理念に置かれたことを具体的に検証するために、ミュージア

ム政策が事例にとられる。そして当時のフランクフルト市が「文化的な教育」をキーワードに「ミュージアム教育員」制度を誕生させていく経緯や、その制度化を巡る議論で理念的指針を提供するために1979年に市の文化委員会に提出された「ミュージアム振興法」の内容と、その後の実際の制度化の政治的実現の乖離などが紹介される。第4章はこの「ミュージアム振興法」の内容を考察しながら、そこに示された問題意識と実際に実現された制度との乖離を検討。この振興法は結局その後、議会で可決されなかったため、フランクフルト市では一連の〈ミュージアムの河畔〉の整備は法的根拠に基づくことなく進められた。結果的にフランクフルト市は「ミュージアムの街」として高く評価されるようになるのだが、現実には、第I部でいう立法に基づく民主的統制を受けた「生存配慮」という原則に反するとみられることもできる。

この問題意識を受けて第III部では、数値的基準ではなく、社会的な対話を促す機能をいかに担っていくかという質的基準に立ったミュージアム政策の考察が進められる。一般的にミュージアムは作品と人々を媒介するという理念を持ちながら、文化政策者は、芸術を媒介項とした人と人との社会的対話の理念を持つ。このことは、先述の連邦政府文化諮問委員会の報告書が打ち出した「討議的ミュージアム」という社会的な意味を含めての定義と、国際ミュージアム会議の「作品と来館者を媒介する」という定義の相違にも見て取ることができよう。そういうなかでフランクフルトを含めたドイツでは、来館者サービスの名称を従来の「文化の教育」から「文化の媒介」へと転換させた。この「教育からより幅広い媒介へ」という近年の傾向を確認するために第5章ではいくつかの具体例を検討。第6章ではそれを受けて現状の制度と理念との乖離を検証し、公共文化政策の責務を新たに規定する上での現状の問題を指摘している。

《審査の概要および評価》

前述のごとく本論文は、本学とドイツ・ヒルデスハイム大学の共同学位申請論文の第1号として提出された。申請者秋野有紀は戦後ドイツの文化政策で修士論文を書いて、2005年に本学大学院博士後期課程に進学、博士論文ではさらに理論的な考察だけでなく現地での実践や基本法改正などの新しい議論に触れる必要があると認識し、2006年春からドイツで唯一の文化政策研究所があるヒルデスハイム大学に留学、その世界では第1人者であるヴォルフガング・シュナイダー教授のもとで研究を進める中で、2008年夏に本学の指導教授である谷川に共同指導による共同学位の申し出があった。これは当人にとってはもちろん、本学にとっても、日本における、あるいは日独双方の文化政策研究の領域においてもきわめて有意義なことであろうし、それによく応えてこれだけ大部の学位申請論文を日独両語版で完成させ、両大学に提出しえたことは、まずは評価

されていていい。そういう枠組みと前提の中での内容的な審査概容と評価について述べる。

- 1、この博士論文における問題構成の独創性は、「文化的な生存配慮」という主要概念の歴史的かつ理論的な分析を踏まえて、現代ドイツ文化政策の中心的な課題を、基本法改正というアクチュアルな動きとも絡めつつ、理念と実践との乖離という面から、具体的に明らかにした点にある。
- 2、「文化的な生存配慮」を公共文化政策の課題と見なす場合は、その概念の射程を文化振興のためのインフラ整備のみならず、公共文化施設を拠点とした「市民的公共圏」形成の促進をもカバーするものという解釈が可能である。この両側面をバランスよく振興していくことによって、ナチス時代に「文化的な生存配慮」概念が陥った行政への権力集中という危険を克服できる、というのが、本論文の重要なかつ説得力ある見立てであろう。
- 3、文化的インフラ整備と、芸術文化を媒介とした社会的対話による市民的公共圏の形成という二つのモチーフは、はたして戦後の文化政策の実践においてバランスよく実現されてきたのか。第Ⅰ部のこの問いに答えるために、第Ⅱ部および第Ⅲ部の考察は、1970年代以降の「新しい文化政策」のモデルケースとなったフランクフルト市にターゲットを絞り、そのミュージアム教育の変遷を参与観察も踏まえて詳細に考察、この問題意識を徹底的に検証した力作として、高く評価することができる。
- 4、結論として、「今日、文化的な生存は、文化施設を訪れるという機会均等の理念の実現といった形で保障されるのみではない。自立した市民が社会を形成していくための役割のひとつが、文化活動や〈文化的な教育〉に見出されるゆえに、政策が配慮すべき目標となるのではないか」と述べられているが、この問題意識は文化の公的補助を論拠づける、きわめて正当で説得力のある見解であろう。

他方、いくつかの疑問点も提起され、論議された。

- 1、全体として見ると、戦前の「文化国家」論や「生存配慮」論から戦後のその克服、そして諮問委員会による基本法改正提案に向かう道筋（文化をめぐる歴史的理論的な議論）と、フランクフルト市における文化局長ヒルマール・ホフマンの理論と実践（1970年代）、そして現代のミュージアム実践とがそれぞれどうつながっているのか、方法論的な検討が希薄であり、フランクフルトの文化的実践から性急な結論が導き出されているという印象は否めない。それぞれの記述が力のあるものであるだけに、全体としての構築が少し求心力を欠いていることが惜しまれる。
- 2、ことに、第Ⅰ部での概念をめぐる歴史的概観では、叙述が荒い部分も目立ち、とく

- に「文化国家」論の歴史的な性格づけや「教養市民層」をめぐる概念的・歴史的叙述に関しては、おそらく歴史家の目から見れば問題を孕んだ部分もあるのではないかとと思われる。だが第Ⅱ部・第Ⅲ部の各章で行われている文化政策の詳細な分析はそれ自体として充実したものとなっており、序論によって博士論文全体の方向性、論の流れはある程度示されており、文化政策研究の立場からの立論としては許容範囲であろう。
- 3、「美的自律性の原理」そのものと、「芸術至上主義」とは峻別する必要がある。この点を明確に区別して、後期マルクーゼはいわゆる「高級芸術」の擁護に回った。重要なことは、美的自律性という禁欲主義的であるがゆえに革命的な理念が、芸術の特権化、芸術宗教化、現代的にいえば「聖域化」を帰結した、その「実定化」の原因と変容過程の解明であろう。「〈市民文化的なもの〉の再生」とあるが、この考え方も、現代日本の状況に鑑みるなら、諸刃の剣ではないか。
- 4、ことに第Ⅲ部を貫く基本姿勢として”Kulturvermittlung=文化の媒介”という概念がキーワードになっているが、「文化的生存配慮」から「文化的公共性」へといたる論の展開においてこの概念の持つ地平は、本論で取り上げられたミュージアムでの実践例をはるかに超えるものだろう。「ミュージアム教育員」の実践も、「演劇教育員」や「メディア教育員」など「文化教育員」の実践や概念と連動している。ドイツの文化政策をめぐる論議にはそこまでの問題意識が基調として浸透していると思われるが、本論文ではまだまだ論究されきれていない。今後の研究展開の課題か。
- 5、ドイツでの文化政策の歴史的・理論的・実践的分析に基づいて日本の文化政策の土台のための研究とする、という論文の目的は基本的に達成されているものと考えられるが、序論で言及されている日本の文化政策に対する批判的考察はほとんど取り上げられておらず、これについても申請者の今後の課題となるだろう。

しかしてなお、最初に述べたように、総じてこの論文は、そういったもろもろの困難を前提にした上での、アクチュアルで根源的な問題への果敢な挑戦として、日独文化政策研究への貴重な貢献となるだろうことは疑いない。以上の評価すべき点および疑問点については、ドイツ語で行われた口述試験においても申請者から補足的な説明をうけ、その理解や受け答えも適切であった。最終的に審査員が審議した結果、本論文は博士(学術)の学位に値するのみならず、今後の研究の研鑽と貢献に期待し得るものであるという認識で、委員会は一致した。博士学位取得の暁には有能有為の研究者として、日独の文化政策研究の「媒介者」かつ推進者として活躍されることを願い、期待している。